

WTOドーハ・ラウンド
(農業・NAMAのモダリティに関する議長テキストの発出について)

平成19年7月18日
外務省、財務省、農林水産省、経済産業省

1. 7月17日、ファルコナー農業交渉議長、ステファンソンNAMA交渉議長により、農業、NAMAのモダリティに関する議長テキストが公表された。
2. 議長テキストは、交渉の大詰め段階に向けて、議論の最終的な着地点を探るためのたたき台として提示されたものであり、両議長の努力に敬意を表する。
3. しかしながら、議長テキストに記述された個別の論点については、改善も見られる一方、我が国にとって厳しい内容も含まれており、現時点で同意できるものではない。ただし、これは各国にとっても同様であり、この文書をたたき台としつつ、マルチの場で議論を積極的に行っていくことが肝要である。我が国として、必要な点については、来週以降ジュネーブで予定されている交渉会合等を通じ、具体的な修正を求めていく。
(注)各テキストの内容は精査中だが、個別の論点についての取りあえずのコメントは、別紙のとおり取りまとめている。
4. 我が国は、ラウンドの年内妥結に向けて、今後の交渉に積極的に参画。今次ラウンドが開発ラウンドであることを充分踏まえ、交渉の速やかな進展のため、先進国及び途上国と協力し、農業の輸入国と輸出国のバランスを取る等、積極的かつバランスの取れた成果が得られるように、加盟国間の橋渡し役を果たしつつ、最大限の努力を傾注する考えである。

(参考)当面の交渉スケジュール(見込み)

7月23日～	農業・NAMAそれぞれの予備的議論
7月下旬	TNC(貿易交渉委員会)
7月下旬	WTO一般理事会
8月一杯	交渉会合は行わず、各国によるテキストの検討
9月3日以降	集中的な交渉プロセスを実施
9月以降	議論を踏まえ、改訂版テキストを発出。

個別の論点についてのとりあえずのコメント（農業）

1 市場アクセス

(1) 上限関税

いわゆる上限関税の考え方（削減後の関税水準として一定水準以上を一切認めない）が削除された点は評価できる。他方、新たに関税削減後も100%を超える高関税が一定以上残る場合にTRQを追加的に拡大するという考え方が導入されているが、これは依然として特定の関税構造を有する国により多くの支払いを求める考え方であり、我が方として支持できない。

(2) 重要品目の数

原則、有税品目の4%又は6%とされており、また、条件付きで代償ありではあるが8%という数値を含めており、前回の議長ペーパー（タリフラインの1%～5%）からは改善されている。しかし、条件が問題であり、かつ代償が求められる点、試算の母数を有税品目に限定してしまっている点（換言すれば、無税品目を計算の母数から外している点）について、今後の交渉で修正を求めていく必要がある。

6桁と8桁の違いに係る不公平の是正策が提示されている点は評価するが、今後の交渉で明確化を図っていく必要がある。

(3) 重要品目の扱い

TRQ拡大幅について、一般品目からの乖離（1/3～2/3）と現行の輸入水準（10%、20%）に応じた調整を認めている点は評価できるが、乖離を小さくした場合や輸入水準が高い場合のTRQ拡大幅の縮減の程度が不十分であり、今後の交渉で修正を求めていく必要がある。

(4) 最高階層の削減率

66%～73%と高い水準になっており、EU にとっても厳しいものとなっている。

2. 国内支持

貿易歪曲国内支持全体：米国（第二階層）の数字

66%（164 億ドル）～73%（130 億ドル）と依然幅のある数値となっているが、米国がG4で示したとされる170 億ドルを下回る水準であり、米国にとっては厳しいものとなっている。

3. 輸出競争

輸出国貿について、2013 年までの独占の廃止を提示しており、豪、加等にとって厳しいものとなっている。

農業のモダリティに関する議長テキストの概要

国内支持

1. 貿易歪曲的国内支持の全体削減

(1) 階層方式に従い、次のように貿易歪曲的国内支持全体を削減

600 億ドル超： [75][85]%削減

100 億ドル超～600 億ドル以下： [66][73]%削減^()

100 億ドル以下： [50][60]%削減

米国はこの階層に属する。66%削減は164億ドルに、73%削減は130億ドルに相当。

(2) 追加的努力

- ・ 貿易歪曲的国内支持全体が農業総生産額の40%以上の中位階層に属する先進国は、最上位階層と中位階層の削減率の差の半分を追加的削減。

2. 総合AMS

(1) 階層方式に従い、次のように総合AMSを削減

400 億ドル超： [70]%削減

150 億ドル超～400 億ドル以下： [60]%削減

150 億ドル以下： [45]%削減

(2) 追加的努力

- ・ 総合AMSが農業総生産額の40%以上の先進国は、中位階層に属する場合は最上位階層の削減率との差に相当する部分を追加的削減。最下位階層に属する場合は中位階層の削減率との差の半分を追加的削減。

3. 品目別AMSの上限

- ・ 1995年 - 2000年の平均。ただし米国については、1995年 - 2000年の総合AMSの平均を[1995年 - 2004年]の品目別の実績で按分した値。

4. デミニミス

- ・ [50][60]%削減。必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけ更に削減。

5. 青の政策

- (1) 青の政策全体の上限：基準期間の農業総生産額の平均の2.5%。この上限は、実施期間の初めから適用。

- (2) 旧青の政策の品目別上限:1995年 - 2000年の実績の平均。
- (3) 新青の政策の品目別上限:青の政策全体の上限(農業総生産額の2.5%)を、法律で定められた品目別の最大支出額の比率で按分した値の[110][120]%

. 市場アクセス

1. 階層方式

- ・ 階層方式に従い、次のように関税を削減。

関税率 0%超 ~ 20%以下の階層:	[48-52]%削減
関税率 20%超 ~ 50%以下の階層:	[55-60]%削減
関税率 50%超 ~ 75%以下の階層:	[62-65]%削減
関税率 75%超の階層:	[66-73]%削減

2. 重要品目

(1) 重要品目の数

- ・ 有税品目の[4][6]%のタリフラインを重要品目に指定することができる。ただし、最上位階層のタリフラインが 30%以上ある加盟国、又は、6桁で譲許しているために重要品目の絶対数において不均衡な制約を受ける加盟国は、[6][8]%のタリフラインを重要品目に指定することができる。

(2) 重要品目の取扱い

関税削減率は階層方式適用の場合と比べて最大で 2/3、最小で 1/3。

TRQ拡大

(原則)

- ・ 階層方式の 1/3 の関税削減率を適用した場合は国内消費量の[4][6]%以上の拡大。階層方式の 2/3 の関税削減率を適用した場合は[3][5]%以上の拡大。

(拡大調整)

- (i) より多くの重要品目を指定できるという条項を適用した加盟国は、全体平均で[4.5][6.5]%以上のTRQ拡大幅を確保しなければならない。
- (ii) 削減後の関税率が 100%超のタリフラインが有税のタリフラインの 5%超ある加盟国は、この全体平均のTRQ拡大幅を更に[]%大きくしなければならない。

(縮減調整)

- (i) 枠外輸入量が枠内輸入量の 50%超ある場合(かつTRQが国内消費

量の 2%以上の場合)で、階層方式の 2/3 の関税削減率を適用した場合は、TRQ拡大幅は、上位2階層の品目の場合は 1/4、下位2階層の場合は 1/5 軽減される。

- (ii) 枠内輸入量が国内消費量の 10%以上ある場合で、階層方式の 2/3 の関税削減率を適用した場合は、TRQ拡大幅は[2.5][3.5]%に軽減。国内消費量の 20%以上ある場合は[2][3]%に軽減。
- (iii) 枠外輸入量がTRQ拡大幅の[2][3]倍以上増加した場合は、TRQ 拡大幅を半分にまで縮減することができる。

3. その他の事項

(1) 関税割当

- ・ 枠内税率の扱いについては更なる交渉が必要。

(2) 特別セーフガード

- ・ 実施期間の初めに対象品目を 50%以上削減した上で、対象品目数を毎年均等に削減して実施期間終了時に撤廃、又は重要品目の数と同数の品目についてSSGを維持[ただし発動基準等は厳格化]のいずれかを選択。

4. S & D (途上国に対する特別かつ異なる取扱い)

(1) 特別品目

- ・ 更なる交渉が必要。

(2) 途上国向け特別セーフガード

- ・ 更なる交渉が必要。

輸出競争

1. 輸出補助金

- (1) 先進国は、2010 年末までに支出額を 50%削減した上で、残りの輸出補助金を毎年均等に削減し、2013 年末までに撤廃。
- (2) 数量は、[UR約束水準から毎年均等に削減。][現行の実行水準又はUR約束水準から 20%削減した水準のうち小さい方で実施期間中維持。]

2. 輸出信用

- (1) 最長償還期間:180 日(種子及び繁殖家畜については例外)
- (2) 自己資金調達:[4][5]年の期間でプレミアムがすべての運営経費及び損失を補填。

3. 輸出国貿

- (1) 農業輸出国貿に係る輸出補助金、政府融資、損失補填〔、独占権の使用〕を撤廃。
- (2) 独占権の使用が上記規律を迂回することがないよう確保。

4. 食料援助

(1) 一般的規律

ニーズに対応したもの

完全に無償の形態

被援助国への商業的輸出に結びつけられていない

援助国による市場開拓目的との関連がない

商業的再輸出は原則禁止

(2) 緊急食料援助のためのセーフボックス

- ・ 次の状況下で供与される緊急食料援助は、セーフボックスの範疇であり提訴されない。

(i) 被援助国又は国連事務総長による緊急事態宣言 又は、

(ii) 各国、WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟〔、地域的・国際的政府間機関、これらの機関と合同で活動する非政府人道機関、民間慈善団体〕の緊急アピールがあり、かつ、

(iii) WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟〔、地域的・国際的政府間機関、これらの機関と合同で活動する非政府人道機関、民間慈善団体〕のニーズ評価がある場合。

(3) 非緊急事態における食料援助の規律

- ・ セーフボックスの範疇に入らない現物食料援助で、一定の要件を満たさないものは、商業的代替をもたらすと見なされ、提訴され得る。

その他

輸出禁止・制限

- (1) [食料品、飼料についての輸出禁止又は制限は、実施期間開始後1年以内に撤廃。ただし、輸出禁止又は制限を実施した国と影響を受ける輸入国との間で合意があれば、18ヶ月を超えない期間を設定可能。]
- (2) 輸出禁止又は制限を実施する加盟国は、これを維持する正当な理由を通報しなければならない。

非農産品市場アクセス(NAMA)のモダリティに関する議長テキストの概要

7月17日に発表されたNAMAのモダリティに関する議長テキストのうち、主要要素に関する概要以下のとおり。文書の構成としては、「議長によるコメント」と「モダリティ案」の2つの部分に分かれている。

焦点となっているフォーミュラの係数については、途上国係数について[19～23]、先進国係数について[8～9]を提示。途上国係数について20を超える高い数字を示しつつ、先進国係数について10を下回る低い数字を提示している点は、我が国の係数に関する基本的立場に照らし問題がある。

他方、品目カバレッジについては、UR 時との継続性から海草類を非農産品として扱うことを認めるよう求めてきた、我が国の立場が反映されたものと評価。

1. 関税削減フォーミュラ

【モダリティ案】

- ・ スイス・フォーミュラを個別の品目ごとに適用する。
- ・ 先進国係数は[8～9]、途上国係数は[19～23]とする。

【議長コメント】

- ・ 2つの係数に基づくスイス・フォーミュラを採用するという考え方については、加盟国間でほぼ一致が見られる。
- ・ 2つの係数の差を5とする立場(先進国主張)と25(途上国主張)とする立場については、いずれも合意を得られる見込みはなく、今般提示の範囲を支持または受け入れる国が多いと見ている。

2. 非譲許品目のマークアップ(かさ上げ)

【モダリティ案】

- ・ 基準時(2001年)における実行税率に20%ポイントのマークアップを行った上でフォーミュラを適用し、関税削減を行う。

【議長コメント】

- ・ 非譲許品目のマークアップの問題に関しては、多くの加盟国は柔軟性を示していることから、20で合意が得られるものと信じている。

3. 途上国の柔軟性(「パラ8の柔軟性」)

【モダリティ案】

(a) 途上国については、フォーミュラ適用の例外が以下のように認められる。

(i) 品目数かつ輸入額の10%までについて、フォーミュラが適用される場合の削減幅の半分までの削減緩和

または、

(ii) 品目数かつ輸入額の5%までについて、非譲許維持またはフォーミュラ適用免除

(b) ただし、この柔軟性を適用しない国は、途上国係数に3を上乗せする。

【議長コメント】

- ・ 大多数の国が、枠組み合意で合意された構造及び水準を受入れ可能と示唆したので、これに沿った案とした。
- ・ フォーミュラ適用の例外を行使しない途上国に対して係数を高くすることについては、ある程度の支持があったため、過度な柔軟性を与えない範囲の案とした。

4. 品目カバレッジ(NAMA交渉対象品目の範囲)

【モダリティ案】

- ・ このモダリティは、アネックス1によって定義される全ての非農産品に適用される。

【議長コメント】

- ・ 今般提案した対象品目リストは、加盟国によって合意されるべきリストであり、これに、以前から存在している異なる取扱いも明記したものである。
- ・ 多くの国は、異なる取扱いのない合意リストの方がよいとしたが、2カ国の有するセンシティブリティにより、コンセンサスに達しなかった。そのため、次善の策として、加盟国の従来からの権利に変更を加えない合意リストとした。